



港区国民健康保険
第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
第3期特定健康診査等実施計画
平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

平成30（2018）年3月
港 区



はじめに

国民健康保険制度改革により、平成 30（2018）年度からの国民健康保険制度は、東京都が港区とともに保険者となり、制度の安定的な運営の確保や被保険者の健康保持に向けた取組等を推進していくこととなります。港区は地域住民に身近な保険者として、被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業の実施等の役割を引き続き担っていきます。

国民健康保険の保健事業である「特定健康診査や特定保健指導」をはじめとする保健事業をより一層効果的なものとするためには、診療報酬明細書や健康・医療に関する電子データ等を分析し、被保険者の医療費特性や疾病状況等を統計的に把握することが有効です。

これらのデータ分析等をもとに、平成 30（2018）年度から 6 年間を計画期間とし、国民健康保険の被保険者を対象とする「港区国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」と「港区国民健康保険第 3 期特定健康診査等実施計画」を策定します。

また、保健事業実施計画では、PDCA サイクルにより国民健康保険の保健事業の実施・評価・改善等を検証し、保健事業がより効果的、効率的なものとなるよう努めていきます。

《元号に関する表記上の注意点》

本計画発行時点（平成 30 年 3 月）では、新元号が定められていないため、平成 31 年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

目 次

第 1 部 港区国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）

第 1 章	保健事業実施計画の概要	
	1-1 計画の趣旨	2
	1-2 計画の位置づけと期間	3
	1-3 計画の策定体制	3
第 2 章	国民健康保険の基本情報	
	2-1 人口推移・国民健康保険被保険者推移・基本情報	4
	2-2 性別・年代別被保険者構成	5
第 3 章	これまでの保健事業の取組	
	3-1 第 1 期データヘルス計画に係る考察	5
	3-2 第 1 期データヘルス計画における個別事業の振り返り	6
第 4 章	健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出	
	4-1 平均寿命・健康寿命	7
	4-2 死因割合比較	8
	4-3 医療費推移と国民医療費との比較	9
	4-4 疾患別医療費構成と経年推移	10
	4-5 性別・年代別最大医療費・最大レセプト発生者数・最大診療日数疾患	12
	コラム：自殺対策について	13
	4-6 生活習慣病医療費の状況	14
	4-7 新生物（がん等）疾患に係る医療費の状況	17
	コラム：港区のがん検診について	19
	4-8 歯科医療費の状況	20
	コラム：無料健康相談について	20
	4-9 特定健診の実施状況	21
	4-10 特定保健指導の実施状況	23
	4-11 肥満者の状況	24
	4-12 喫煙者の状況	25
	コラム：たばこ対策について	26
	4-13 生活習慣病リスク（収縮期血圧・HbA1c・尿酸・BMI）の比較	27
	4-14 生活習慣病各リスク者の状況	28
	4-15 問診項目の分析	30
	4-16 歯科リスク者の状況	31
	コラム：8020 運動について	32
	4-17 介護状況	32
	4-18 後発医薬品活用による医療費適正化効果	33
	4-19 重複受診・頻回受診の状況	33
	4-20 地区別分析	34
	4-21 健康課題のまとめ	36
第 5 章	保健事業実施計画の全体目標・抽出された健康課題・対策の方向性の整理	37
第 6 章	個別保健事業実施計画	38
第 7 章	計画の評価・見直し	
	7-1 評価方法・時期	47
	7-2 計画の見直し	48
第 8 章	計画の公表・周知・個人情報の取扱い	48
第 9 章	地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	
	9-1 地域包括ケアに係る取組	49
	9-2 その他の留意事項	49

第2部 港区国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画

第1章	第3期特定健康診査等実施計画の概要	
	1-1 計画の趣旨	52
	1-2 計画の位置づけと期間	53
	1-3 生活習慣病対策の必要性	53
	1-4 メタボリックシンドロームという概念への着目	54
	1-5 人口と被保険者の推移	54
第2章	目標	
	2-1 第2期計画期間の特定健康診査及び特定保健指導実施率推移	55
	2-2 第3期計画期間における特定健康診査及び特定保健指導実施率目標値	55
	2-3 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	55
第3章	対象者数	
	3-1 特定健康診査の対象者定義	56
	3-2 特定保健指導の対象者定義	56
	3-3 特定健康診査実施者数推計	57
	3-4 特定保健指導対象者数推計	57
第4章	実施方法	
	4-1 実施場所	58
	4-2 実施項目	58
	4-3 実施時期及び期間	60
	4-4 外部委託について	60
	4-5 周知や案内の方法	60
	4-6 特定健康診査以外からの対象者データの収集方法	60
	4-7 委託契約の整理	61
	4-8 受診券・利用券	61
	4-9 年間スケジュール	61
第5章	個人情報の保護	
	5-1 記録の保存方法	62
	5-2 管理ルールの制定	62
第6章	計画の公表・周知	
	6-1 公表方法	63
	6-2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及・啓発の方法	63
第7章	計画の評価及び見直し	
	7-1 実施及び成果に係る目標の達成状況	63
	7-2 評価方法	64
	7-3 見直し	64
第8章	受診率向上に向けた取組	65
第9章	その他	66

資料編

【資料1】医療費全体概要経年推移	68
【資料2】保険者努力支援制度について	72
【資料3】港区国民健康保険データヘルス及び特定健康診査等実施チーム設置要綱	73
【資料4】平成29(2017)年度 港区国民健康保険データヘルス及び特定健康診査等 実施チーム名簿・作業部会員名簿	74
【資料5】港区国民健康保険データヘルス及び特定健康診査等実施チーム検討会・作業 部会検討経過	75

第1部

港区国民健康保険 第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)

目次

第1章	保健事業実施計画の概要	2
第2章	国民健康保険の基本情報	4
第3章	これまでの保健事業の取組	5
第4章	健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出	7
第5章	保健事業実施計画の全体目標・抽出された健康課題・対策の方向性の整理	37
第6章	個別保健事業実施計画	38
第7章	計画の評価・見直し	47
第8章	計画の公表・周知・個人情報の取扱い	48
第9章	地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	49

第1章 保健事業実施計画の概要

1-1 計画の趣旨

（1）策定の背景

特定健康診査※1（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベースシステム※2等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25（2013）年6月14日閣議決定）では、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画として保健事業実施計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国民健康保険が同様の取組を行うことを推進する。」とされています。

これまで、保険者はレセプトや統計資料等を活用することにより、保健事業を実施してきました。今後は更なる被保険者の健康増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ※3から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことが健康保険の保険者に求められています。

（2）策定の趣旨

こうした背景を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針※4が一部改正（平成26（2014）年3月31日告示）され、国民健康保険の保険者は、健康・医療情報を活用し、PDCAサイクル※5に沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（データヘルス計画）※6を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなりました。

※1 特定健康診査：平成20（2008）年から開始された、医療保険者が40～74歳の被保険者を対象として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査のこと

※2 国保データベースシステム：国民健康保険団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム（KDB）

※3 ポピュレーションアプローチ：まだ高リスクを抱えていない集団に働きかけ、集団全体のリスクを軽減したり、病気を予防すること

※4 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針：国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16（2004）年厚生労働省告示第307号）、高齢者の医療の確保に関する法律の基づく保険事業の実施等に関する指針（平成26（2014）年厚生労働省告示第141号）

※5 PDCAサイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Act）の4段階をくり返すことによって、業務を継続的に改善する手法の一つ

※6 データヘルス計画：健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画

（3）策定の経緯

区では、平成28（2016）年度に「港区国民健康保険第1期データヘルス計画」を策定しました。第1期データヘルス計画で実施してきた保健事業の取組を生かしながら、健康・医療情報を活用して地域や個々の健康課題を把握した上で、効率的で効果的な保健事業を積極的に推進していくため、「港区国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定します。

1-2 計画の位置づけと期間

本計画は「港区基本計画」、「港区地域保健福祉計画」等、区の諸計画と整合性を図り策定します。本計画の計画期間は、「港区国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」との整合性を図り、国の指針に定められている平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とし、3年目に進捗確認と中間評価及び見直しを行います。また、本計画は「港区国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定します。

1-3 計画の策定体制

計画の策定体制については、「国保データヘルス及び特定健康診査等実施チーム」を設置し、区の国民健康保険の保険者と保健医療担当が、医療専門職・実施機関と連携を図りながら、作業部会・検討会においてデータに基づき検討します。データ分析は、専門的知見から行い、計画策定に反映します。

策定した計画は、港区国民健康保険運営協議会（港区医師会・歯科医師会・薬剤師会代表、民生委員・児童委員、区議会議員等で構成）に報告します。